**投資信託説明書**
**（請求目論見書）**
**使用開始日：2026年10月20日**

# SMBC Prime 日本高配当株式 ETF

**追加型投信／国内／株式／ETF**

SMBC Prime 日本高配当株式ETFの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2026年8月17日に関東財務局長に提出しており、2026年8月18日にその届出の効力が生じております。

| | |
|---|---|
| 発行者名 | 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長　荻原　亘 |
| 本店の所在の場所 | 東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 株式会社東京証券取引所<br>東京都中央区日本橋兜町２番１号 |

SMBC 三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

１．本書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める内容を記載した目論見書です。

２．運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

３．基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

４．投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

５．税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式*

以下「当ファンド」といいます。

＊2026 年 10 月 20 日付で、ファンドの名称を「ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式」から「SMBC Prime 日本高配当株式 ETF」に変更します。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり 500 円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

2 兆 5,000 億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額に信託財産留保額（0.05％）を加算した価額（以下「販売基準価額」といいます。）となります。

※1 原則として、委託会社が別に定める時限（営業日の正午）までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了した場合には、その申込みの日を取得申込受付日として取得申込みを受け付けます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

※2 「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。
なお、当ファンドでは100 口当たりの価額で表示されます。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

販売基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（6）【申込単位】

20,000 口以上 20,000 口単位とします。

（7）【申込期間】

2026 年 8 月 18 日から 2027 年 2 月 17 日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の販売基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（11）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金

ありません。

ロ　日本以外の地域における募集

ありません。

ハ　お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下に定める期日または期間に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

（イ）計算期間終了日の３営業日前から起算して３営業日間

（計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の４営業日前から起算して４営業日以内）

（ロ）委託会社が信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ただし、委託会社は、上記に定める日における受益権の取得申込みおよび解約請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みおよび解約請求については、受付けを行うことができます。

ニ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の６）の適用

ありません。

ホ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　当ファンドは、主として日本の取引所に上場する株式に投資し、中長期的な株価の上昇と配当収益の確保による信託財産の中長期的な成長を目指します。

ロ　委託会社は、受託会社と合意の上、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

≪商品分類表≫

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） | 独立区分 |
|---|---|---|---|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF |
| 追加型 | 海外 | 債券 | MRF |
| | 内外 | 不動産投信 | ETF |
| | | その他資産<br>（　） | |
| | | 資産複合 | |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
|---|---|---|
| 株式 | 年1回 | グローバル |
| 一般 | 年2回 | 日本 |
| 大型株 | 年4回 | 北米 |
| 中小型株 | 年6回(隔月) | 欧州 |
| 債券 | 年 12 回(毎月) | アジア |
| 一般 | 日々 | オセアニア |
| 公債 | その他<br>（　） | 中南米 |
| 社債 | | アフリカ |
| その他債券 | | |
| クレジット属性 | | |
| （　） | | |
| 不動産投信 | | |
| その他資産 | | |

| | | |
|---|---|---|
| （　） | | 中近東(中東) |
| 資産複合<br>（　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | | エマージング |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でもご覧頂けます。

**一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」**

**≪商品分類表定義≫**

1．単位型投信・追加型投信の区分

（1）単位型投信…　当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

（2）追加型投信…　一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2．投資対象地域による区分

（1）国内…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（2）海外…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（3）内外…　目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3．投資対象資産（収益の源泉）による区分

（1）株式…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（2）債券…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（3）不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（4）その他資産…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

（5）資産複合…　目論見書または投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

（１）ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）…

「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に定めるＭＭＦをいう。

（２）ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）…

「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に定めるＭＲＦをいう。

（３）ＥＴＦ… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。

５.補足分類

（１）インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

（２）特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

**≪属性区分表定義≫**

１．投資対象資産による属性区分

（１）株式

①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（３）不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをい

う。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2．決算頻度による属性区分

①年１回…　目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

②年２回…　目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

③年４回…　目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

④年６回（隔月）…　目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年 12 回（毎月）…　目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々…　目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他…　上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

①グローバル…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東（中東）…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4．投資形態による属性区分

①ファミリーファンド…　目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ…　「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5．為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり…　目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし…　目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②ＴＯＰＩＸ

③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7．特殊型

①ブル・ベア型…　目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

②条件付運用型…　目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型…

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型…　目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

| | |
|---|---|
| 2023年11月28日 | 信託契約締結、設定、運用開始 |
| 2023年11月29日 | 受益権を東京証券取引所に上場 |
| 2026年10月20日 | 「ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式」から「SMBC Prime 日本高配当株式ETF」に名称を変更 |

（3）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への一部解約金の支払事務等を行います。

**運営の仕組み**

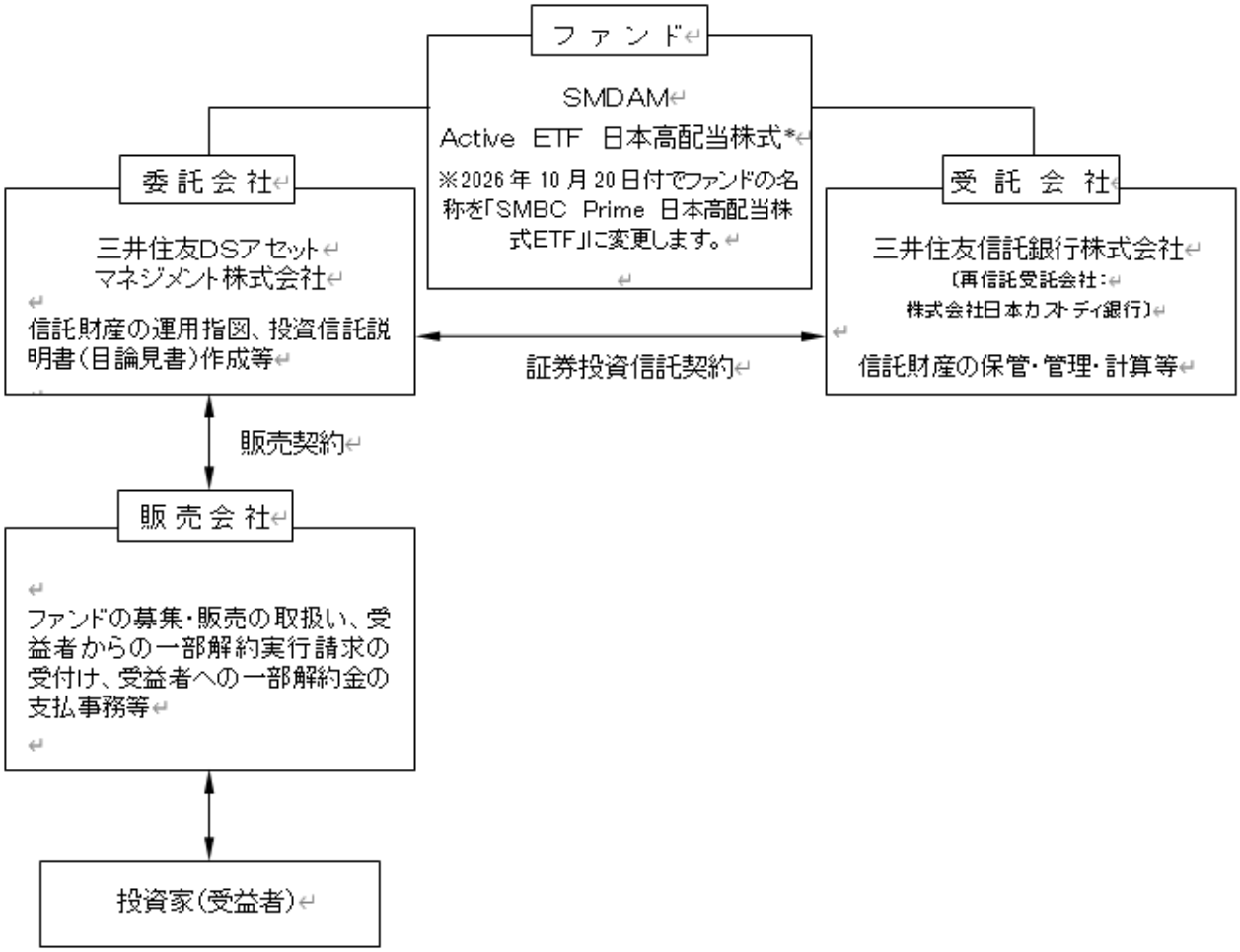


ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2026年8月31日現在）

（ロ）会社の沿革

| | |
|---|---|
| 1985年7月15日 | 三生投資顧問株式会社設立 |
| 1987年2月20日 | 証券投資顧問業の登録 |
| 1987年6月10日 | 投資一任契約にかかる業務の認可 |
| 1999年1月1日 | 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合 |
| 1999年2月5日 | 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更 |
| 2000年1月27日 | 証券投資信託委託業の認可取得 |
| 2002年12月1日 | 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2013年4月1日 | トヨタアセットマネジメント株式会社と合併 |
| 2019年4月1日 | 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更 |

（ハ）大株主の状況

(2026年8月31日現在)

| 名称 | 住所 | 所有<br>株式数<br>(株) | 比率<br>(%) |
|---|---|---|---|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目１番２号 | 16,977,897 | 50.1 |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 | 7,946,406 | 23.5 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地 | 5,080,509 | 15.0 |
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号 | 3,528,000 | 10.4 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 | 337,248 | 1.0 |

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

イ　主として東京証券取引所に上場する株式に投資を行い、企業の経営姿勢が現れる“配当”に着目して投資することで、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ　株式への投資にあたっては、「企業の配当政策」と「予想配当利回り」に主眼をおいて、総合的に評価し、予想配当利回りが市場平均※を上回る銘柄の中から組入れ銘柄を選定します。
※市場平均とは、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の予想配当利回りをいいます。

ハ　なお、配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合には、適宜、銘柄の入替えを実施します。

ニ　株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ホ　株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ヘ　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ト　デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## ファンドの特色

### 1 日本の株式の中から、企業の経営姿勢が表われる「配当」に着目して投資します。

□主として、東京証券取引所に上場している株式に投資します。

□企業の配当政策と予想配当利回りの観点から評価し、予想配当利回りがTOPIX（東証株価指数）の市場平均を上回る銘柄の中から投資対象銘柄を選定します。

予想配当利回りとは
株価に対する予想年間配当金の割合（1株当たり予想年間配当金÷株価）です。

### 2 受益権を東京証券取引所に上場する、上場投資信託（ETF）です。

□受益権は、東京証券取引所に上場しています。

□販売会社を通じて購入・換金するほか、東京証券取引所においても売買することができます。

| | 販売会社を通じて申込みする場合 | 東京証券取引所で売買する場合 |
|---|---|---|
| 売買価格 | 申込受付日の基準価額±信託財産留保額<br>購入：基準価額＋信託財産留保額<br>換金：基準価額－信託財産留保額 | 取引時点の市場価格 |
| 売買単位 | 20,000口以上 20,000口単位 | 10口単位 |
| その他 | ・申込受付は正午までです。<br>・購入は金銭の拠出、換金は金銭の受取りとなります。 | ・東京証券取引所の立会時間中に取引可能です。<br>・取引方法は、原則として株式と同様です。 |

### 3 年2回（5月および11月の20日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

□経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。

□分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ! ご留意いただきたい事項

ファンドはアクティブ運用型ETFであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

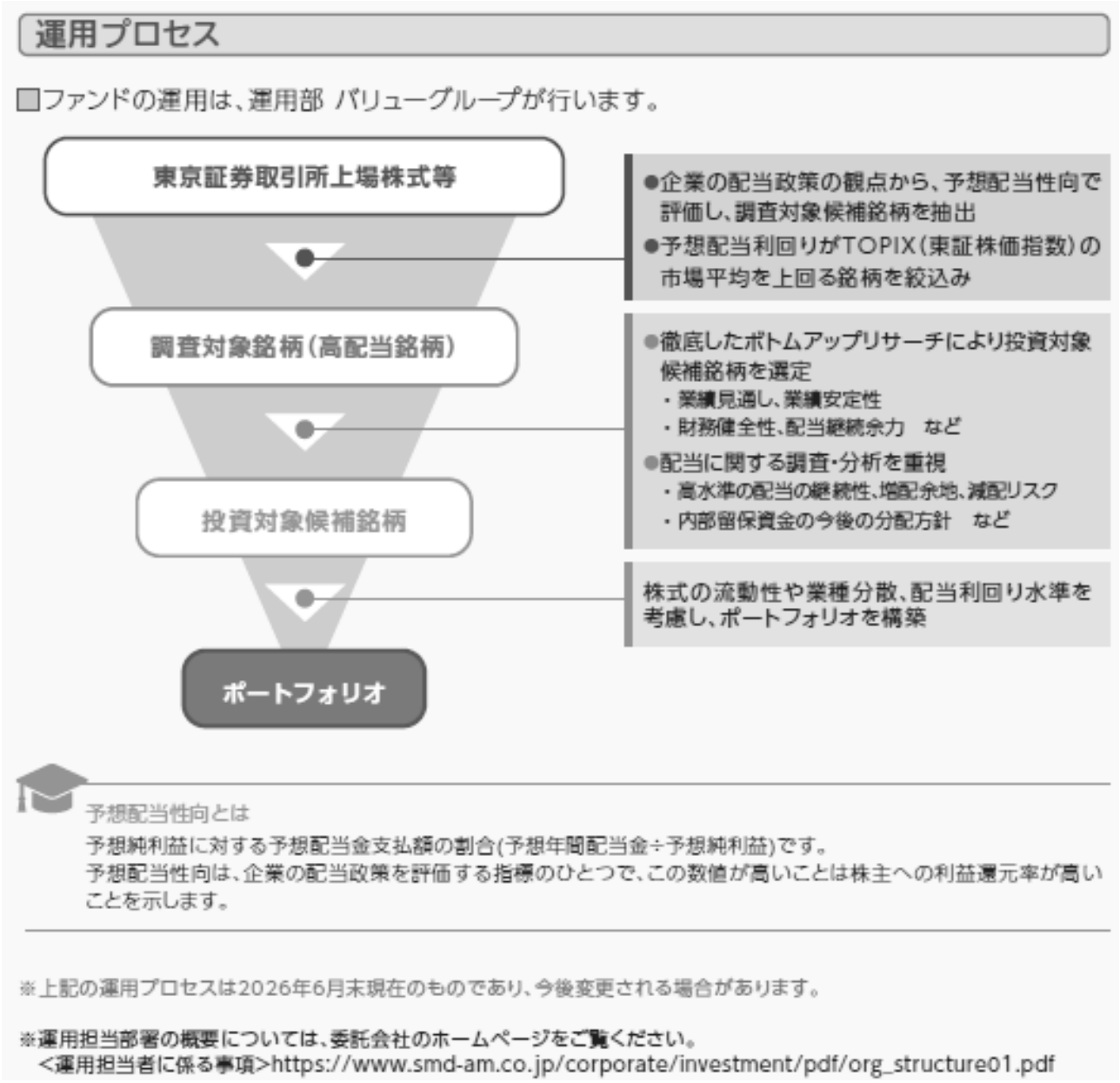


（2）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1．有価証券

2．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

3．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第 15 号に掲げるものを除きます。）

4．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1．為替手形

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）
22．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第１号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

ハ　投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

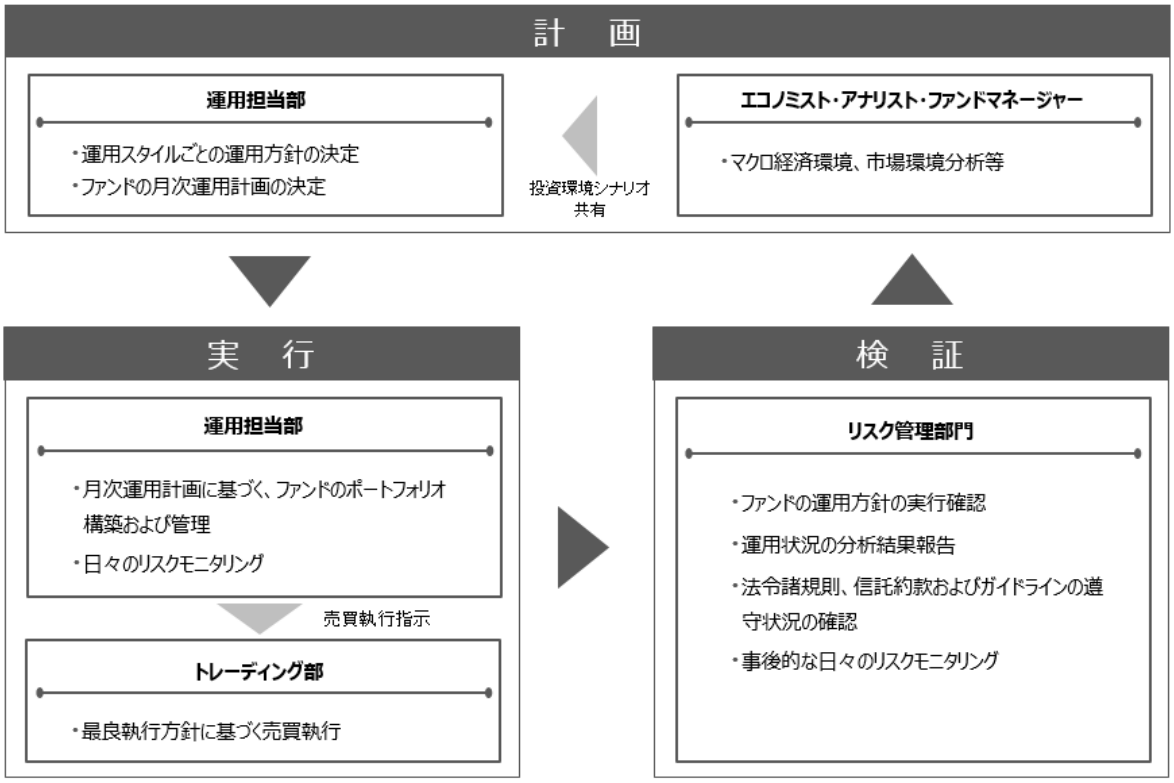


※リスク管理部門の人員数は、約50名です。（2026年4月1日現在）
※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

イ　毎計算期末（年２回。５月、11月の各20日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わ

ない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ロ　売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

ハ　留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（5）【投資制限】

**Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

イ　株式への投資割合には、制限を設けません。

ロ　外貨建資産への投資は行いません。

ハ　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ニ　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**Ⅱ　ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限**

イ　デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ　投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ　信用取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ　先物取引等の指図

（イ）委託会社は、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を

行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託会社は、日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ　スワップ取引の指図

（イ）委託会社は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

（ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ　金利先渡取引の指図

（イ）委託会社は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

（ニ）委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（ホ）「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト　有価証券の貸付けの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ　有価証券の空売りの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ　有価証券の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

（ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

（ハ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

## Ⅲ　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ　信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ　その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

ａ．アクティブ運用型ＥＴＦに関する留意点

ファンドはアクティブ運用型ＥＴＦであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。

委託会社は、毎営業日にポートフォリオ情報（ＰＣＦ）を開示しますが、前営業日の基準価額算出の基礎となった保有銘柄に関する情報であり、当日の売買は反映していません。そのため、当該ポートフォリオ情報を基に公表される立会時間中の１口当たり推定純資産額（インディカティブＮＡＶ）は、当該時点におけるファンドの適正な純資産価値と常に一致するわけではありません。

ｂ．基準価額と取引価格の乖離に関する留意点

ファンドは、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当該取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は一致しないことがあります。

（ロ）投資信託に関する留意点

・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性

等があります。

ハ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## （参考情報）投資リスクの定量的比較

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
**2024年11月～2026年6月**

分配金再投資基準価額：
**2023年11月～2026年6月**

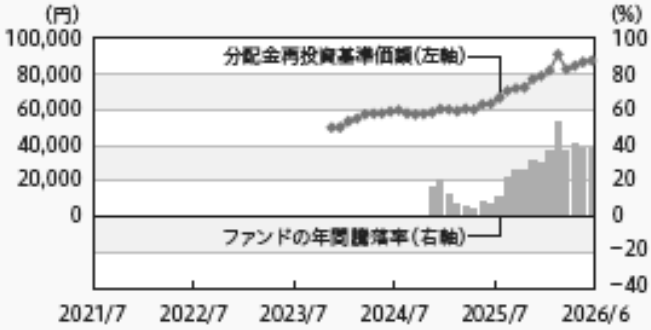


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
**2024年11月～2026年6月**

他の資産クラス：
**2021年7月～2026年6月**

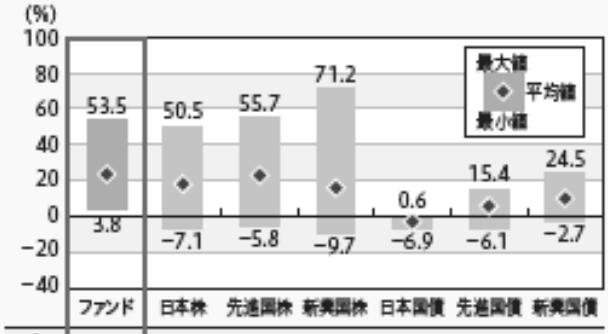


| | ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ◆平均値 | 23.6% | 18.2% | 23.0% | 15.9% | −2.9% | 5.9% | 10.0% |

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

| | |
|---|---|
| 日本株 | 配当込みTOPIX（TOPIX（東証株価指数、配当込み）） 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA−BPI（国債） 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA−BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

イ　申込手数料

販売基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　信託財産留保額

取得申込受付日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額です。

### （2）【換金（解約）手数料】

イ　換金（買取り）手数料

販売会社は、受益権の解約または買取りに際して、当該販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。

換金（買取り）手数料は販売会社によるファンドの受益権の解約または買取りの取扱い事務等の対価です。

※詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ロ　信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額です。

### （3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下のイとロの合計額とし、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

イ　計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.583%（税抜き0.53%）以内の率を乗じて得た額。

信託報酬の配分は以下の通りです。

＜信託報酬の配分（税抜き）＞

| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 年0.5% | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |
| 受託会社 | 年0.03% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行、名義登録・分配金支払事務等の対価 |

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

ロ　ファンドの信託約款に規定する有価証券の貸付けの指図を行った場合は、その品貸料に55.0%（税抜き50.0%）以内の率を乗じて得た額とし、その配分については委託会社と受託会社で折半します。

※上記イおよびロの率、委託会社と受託会社の配分は、2026年8月17日現在です。（今後、変更される場合があります。）

（4）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

ニ　受益権の上場にかかる費用および消費税等に相当する金額は、信託財産中から支弁することができます。2026年6月末現在の料率および金額は、以下の通りです。

・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825％（税抜き0.0075％）

・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825％（税抜き0.0075％）

※　上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

| |
|---|
| ※　上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。 |

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

イ　個人受益者の場合

（イ）受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率で源泉徴収され、原則として、確定申告は不要です。

また、売却時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

（ハ）一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の譲渡益についても上記（イ）の受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

ロ　法人受益者の場合

（イ）受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

（ロ）収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、他の法人所得と合算して課税されます。

（ハ）一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の譲渡益についても上記（イ）の受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

当ファンドは、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法については、販売会社の口座で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2026年６月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

5【運用状況】

2026 年 10 月 20 日付で、「ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式」のファンド名称が「SMBC Prime 日本高配当株式 ETF」に変更されます。以下の情報は、当該名称変更前のデータを記載しています。

（1）【投資状況】

ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式

2026 年 6 月 30 日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 日本 | 3,003,784,630 | 98.72 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 38,832,965 | 1.28 |
| 合計（純資産総額） | | 3,042,617,595 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式

イ　主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2026 年 6 月 30 日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿単価（円） | 帳簿価額（円） | 評価額単価（円） | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 19,500 | 5,888.02 | 114,816,445 | 6,346.00 | 123,747,000 | 4.07 |
| 日本 | 株式 | 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 31,000 | 3,035.10 | 94,088,117 | 3,207.00 | 99,417,000 | 3.27 |
| 日本 | 株式 | 三井住友トラストグループ | 銀行業 | 10,300 | 5,651.70 | 58,212,522 | 6,057.00 | 62,387,100 | 2.05 |
| 日本 | 株式 | 三機工業 | 建設業 | 16,700 | 2,267.01 | 37,859,149 | 2,962.00 | 49,465,400 | 1.63 |
| 日本 | 株式 | 野村不動産ホールディングス | 不動産業 | 50,300 | 945.80 | 47,573,983 | 933.40 | 46,950,020 | 1.54 |
| 日本 | 株式 | オープンアップグループ | サービス業 | 23,900 | 1,869.62 | 44,683,895 | 1,917.00 | 45,816,300 | 1.51 |
| 日本 | 株式 | 双日 | 卸売業 | 8,800 | 5,399.75 | 47,517,816 | 5,171.00 | 45,504,800 | 1.50 |
| 日本 | 株式 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 8,800 | 5,234.78 | 46,066,088 | 5,155.00 | 45,364,000 | 1.49 |
| 日本 | 株式 | 兼松 | 卸売業 | 22,000 | 2,160.12 | 47,522,631 | 2,061.50 | 45,353,000 | 1.49 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | ＫＤＤＩ | 情報・通信業 | 16,400 | 2,778.22 | 45,562,731 | 2,745.00 | 45,018,000 | 1.48 |
| 日本 | 株式 | 日本たばこ産業 | 食料品 | 7,400 | 6,325.70 | 46,810,149 | 6,012.00 | 44,488,800 | 1.46 |
| 日本 | 株式 | 全国保証 | その他金融業 | 14,600 | 3,056.75 | 44,628,495 | 3,043.00 | 44,427,800 | 1.46 |
| 日本 | 株式 | ジェイテクト | 機械 | 22,300 | 1,885.50 | 42,046,650 | 1,991.50 | 44,410,450 | 1.46 |
| 日本 | 株式 | ＮＴＴ | 情報・通信業 | 302,700 | 155.72 | 47,137,866 | 145.00 | 43,891,500 | 1.44 |
| 日本 | 株式 | 西華産業 | 卸売業 | 15,900 | 2,971.85 | 47,252,358 | 2,729.00 | 43,391,100 | 1.43 |
| 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 15,800 | 2,916.35 | 46,078,318 | 2,725.00 | 43,055,000 | 1.42 |
| 日本 | 株式 | オリックス | その他金融業 | 6,700 | 6,052.00 | 40,548,400 | 6,149.00 | 41,198,300 | 1.35 |
| 日本 | 株式 | トーカロ | 金属製品 | 12,500 | 3,110.55 | 38,881,894 | 3,245.00 | 40,562,500 | 1.33 |
| 日本 | 株式 | ＴＯＫＡＩホールディングス | 卸売業 | 34,500 | 1,147.29 | 39,581,655 | 1,149.00 | 39,640,500 | 1.30 |
| 日本 | 株式 | 日本特殊陶業 | ガラス・土石製品 | 3,700 | 9,346.00 | 34,580,200 | 10,705.00 | 39,608,500 | 1.30 |
| 日本 | 株式 | 安藤・間 | 建設業 | 21,400 | 1,778.56 | 38,061,188 | 1,794.50 | 38,402,300 | 1.26 |
| 日本 | 株式 | エクシオグループ | 建設業 | 13,900 | 2,777.21 | 38,603,159 | 2,762.00 | 38,391,800 | 1.26 |
| 日本 | 株式 | 青山商事 | 小売業 | 55,500 | 702.63 | 38,996,001 | 688.00 | 38,184,000 | 1.25 |
| 日本 | 株式 | 九州電力 | 電気・ガス業 | 23,100 | 1,691.92 | 39,083,445 | 1,642.50 | 37,941,750 | 1.25 |
| 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 17,300 | 2,268.35 | 39,242,468 | 2,175.00 | 37,627,500 | 1.24 |
| 日本 | 株式 | いすゞ自動車 | 輸送用機器 | 17,300 | 2,204.66 | 38,140,545 | 2,150.50 | 37,203,650 | 1.22 |
| 日本 | 株式 | みずほフィナンシャルグループ | 銀行業 | 4,800 | 6,982.00 | 33,513,600 | 7,743.00 | 37,166,400 | 1.22 |
| 日本 | 株式 | バルカー | 化学 | 5,100 | 7,240.00 | 36,924,000 | 7,180.00 | 36,618,000 | 1.20 |
| 日本 | 株式 | ベルシステム２４ホールディングス | サービス業 | 26,700 | 1,464.43 | 39,100,168 | 1,353.00 | 36,125,100 | 1.19 |
| 日本 | 株式 | 日本セラミック | 電気機器 | 9,500 | 3,935.05 | 37,382,965 | 3,750.00 | 35,625,000 | 1.17 |

ロ　種類別・業種別投資比率

2026年6月30日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 株式（国内） | 建設業 | 9.06 |
| | 食料品 | 2.52 |
| | 化学 | 2.84 |
| | 医薬品 | 2.73 |
| | 石油・石炭製品 | 1.56 |
| | ゴム製品 | 1.49 |
| | ガラス・土石製品 | 3.10 |
| | 鉄鋼 | 1.04 |
| | 非鉄金属 | 1.84 |

| | | |
|---|---|---|
| | 金属製品 | 3.48 |
| | 機械 | 2.48 |
| | 電気機器 | 7.48 |
| | 輸送用機器 | 3.98 |
| | その他製品 | 1.48 |
| | 電気・ガス業 | 1.25 |
| | 陸運業 | 1.05 |
| | 情報・通信業 | 6.87 |
| | 卸売業 | 11.28 |
| | 小売業 | 5.36 |
| | 銀行業 | 10.99 |
| | 保険業 | 3.60 |
| | その他金融業 | 3.31 |
| | 不動産業 | 3.06 |
| | サービス業 | 6.88 |
| 合　計 | | 98.72 |

②【投資不動産物件】

ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式

| 年月日 | 純資産総額（円） | | １口当たりの純資産額（円） | | 東京証券取引所取引価格（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） | |
| 第１期　（2024年５月20日） | 3,363,282,198 | 3,405,990,798 | 566.21 | 573.40 | 566.2 |
| 第２期　（2024年11月20日） | 2,269,664,515 | 2,301,504,515 | 570.27 | 578.27 | 571.9 |
| 第３期　（2025年５月20日） | 2,036,144,625 | 2,077,556,625 | 585.10 | 597.00 | 585.3 |
| 第４期　（2025年11月20日） | 2,321,309,709 | 2,355,505,709 | 699.19 | 709.49 | 698.1 |
| 第５期　（2026年５月20日） | 2,786,308,860 | 2,826,084,860 | 791.57 | 802.87 | 795.7 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年 6月末日 | 2,097,951,350 | － | 602.86 | － | 603.2 |
| 7月末日 | 2,204,307,016 | － | 633.42 | － | 633.5 |
| 8月末日 | 2,339,060,393 | － | 672.14 | － | 672.8 |
| 9月末日 | 2,384,935,744 | － | 685.33 | － | 685.6 |
| 10月末日 | 2,290,119,739 | － | 689.80 | － | 689.1 |
| 11月末日 | 2,401,196,514 | － | 723.25 | － | 723.5 |
| 12月末日 | 2,456,670,153 | － | 739.96 | － | 771.0 |
| 2026年 1月末日 | 2,549,101,081 | － | 767.80 | － | 769.0 |
| 2月末日 | 2,834,659,929 | － | 853.81 | － | 850.7 |
| 3月末日 | 2,571,955,271 | － | 774.69 | － | 776.6 |
| 4月末日 | 2,792,271,556 | － | 793.26 | － | 793.6 |
| 5月末日 | 2,803,920,370 | － | 801.12 | － | 805.0 |
| 6月末日 | 3,042,617,595 | － | 809.21 | － | 804.8 |

（注１）計算期間末日が休日の場合は、前営業日の東京証券取引所取引価格を表示しております。

（注２）各月末日における東京証券取引所取引価格は、原則として、該当月の最終営業日における終値を表示しておりますが、終値がない場合には、その直近値を表示しております。

②【分配の推移】

ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式

| | 計算期間 | １口当たり分配金（円） |
|---|---|---|
| 第1期 | 2023年11月28日～2024年 5月20日 | 7.19 |
| 第2期 | 2024年 5月21日～2024年11月20日 | 8.00 |
| 第3期 | 2024年11月21日～2025年 5月20日 | 11.90 |
| 第4期 | 2025年 5月21日～2025年11月20日 | 10.30 |
| 第5期 | 2025年11月21日～2026年 5月20日 | 11.30 |

③【収益率の推移】

ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式

| | 収益率（％） |
|---|---|
| 第1期 | 14.7 |
| 第2期 | 2.1 |
| 第3期 | 4.7 |
| 第4期 | 21.3 |
| 第5期 | 14.8 |

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。ただし、第１期については、第１期計算期間末の分配付基準価額から当初元本（１口当たり 500円）を控除した額を当初元本（１口当たり 500円）で除した値としております。

（4）【設定及び解約の実績】

ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式

| | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|
| 第1期 | 6,340,000 | 400,000 |
| 第2期 | 220,000 | 2,180,000 |
| 第3期 | 220,000 | 720,000 |
| 第4期 | 0 | 160,000 |
| 第5期 | 200,000 | 0 |

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

≪参考情報≫

基準日:2026年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

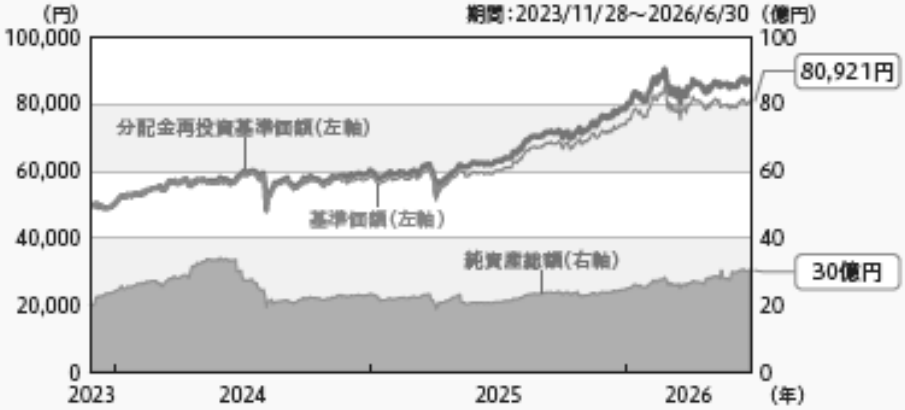


※分配金再投資基準価額、基準価額は、100口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2026年 5月 | 1,130円 |
| 2025年11月 | 1,030円 |
| 2025年 5月 | 1,190円 |
| 2024年11月 | 800円 |
| 2024年 5月 | 719円 |
| 設定来累計 | 4,869円 |

※分配金は100口当たり、税引前です。

## 主要な資産の状況

### 資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 株式 | 日本 | 98.72 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 1.28 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 4.07 |
| 日本 | 株式 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 3.27 |
| 日本 | 株式 | 三井住友トラストグループ | 銀行業 | 2.05 |
| 日本 | 株式 | 三機工業 | 建設業 | 1.63 |
| 日本 | 株式 | 野村不動産ホールディングス | 不動産業 | 1.54 |
| 日本 | 株式 | オープンアップグループ | サービス業 | 1.51 |
| 日本 | 株式 | 双日 | 卸売業 | 1.50 |
| 日本 | 株式 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 1.49 |
| 日本 | 株式 | 兼松 | 卸売業 | 1.49 |
| 日本 | 株式 | KDDI | 情報・通信業 | 1.48 |

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

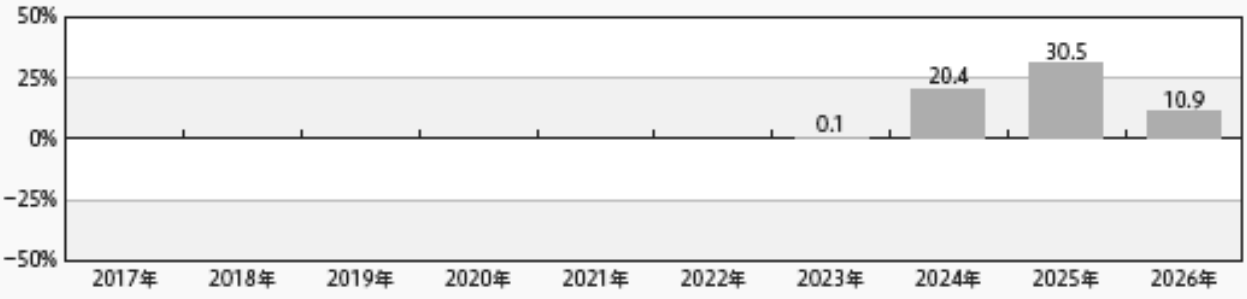


※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）当ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

※株式による取得申込みはできません。

（ロ）原則として、当ファンドの取得申込者が、委託会社が別に定める時限（営業日の正午）までに取得申込みを行い、販売会社所定の事務手続きが完了した場合には、その申込みの日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受け付けます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第２条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託会社への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設された受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と当該販売会社（当該販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第２条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

なお、当ファンドの金融商品取引清算機関は下記の通りです。

株式会社日本証券クリアリング機構

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下に定める期日または期間に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

１．計算期間終了日の３営業日前から起算して３営業日間

（計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の４営業日前から起算して４営業日以内）

２．委託会社が信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ただし、委託会社は、上記に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。

（ホ）金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消させていただく

場合があります。

ロ　申込価額

取得申込受付日の基準価額に信託財産留保額（0.05％）を加算した価額（「販売基準価額」といいます。）となります。

ハ　申込手数料

販売基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ　申込単位

20,000 口以上20,000 口単位とします。

ホ　照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の販売基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

イ　信託契約の一部解約

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、20,000 口以上 20,000 口単位をもって、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

※受益権を株式と交換することはできません。

原則として、委託会社は、委託会社が別に定める時限（営業日の正午）までに解約請求が行われ、販売会社所定の事務手続きが完了した場合には、その請求の日を解約請求受付日として、当該解約請求を受け付けます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

受益者による解約請求は、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、受託会社に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図し、当ファンドの信託契約の一部を解約します。

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等

の口座に一部解約の実行の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ハ) 一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.05%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ニ) 販売会社は、解約請求において、当該受益者から、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。

(ホ) 一部解約金は、解約請求受付日から起算して、原則として４営業日目からお支払いします。

(ヘ) 申込不可日

上記にかかわらず、解約請求申込日が以下に定める期日または期間に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

１．計算期間終了日の３営業日前から起算して３営業日間
(計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の４営業日前から起算して４営業日以内)

２．委託会社が信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ただし、委託会社は、上記に定める日における受益権の解約請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の解約請求については、当該解約請求の受付けを行うことができます。

(ト) 上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

ロ　受益権の買取請求

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の２営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買い取ります。

受益権の買取価額は、買取請求受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取り時において、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を当該買取請求を行った受益者から徴収することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよび既に受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）

を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドでは100口当たりの価額で表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

| 主要投資対象 | 有価証券等の評価方法 |
|---|---|
| 株式、投資証券等 | (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。 |
| 市場デリバティブ取引 | 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。 |

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2023年11月28日から下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年5月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年5月20日までとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、純資産総額が 10 億円を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、信託期間中において、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
なお、委託会社は、その上場廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

ｃ．委託会社は、上記ａの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、委託会社が上記ａの規定に基づいて信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記ｂの規定に基づいて信託契約を解約する場合、および信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃ～ｅまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資

法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ハ　反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ニ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、一部解約金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ホ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ヘ　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

ト　運用報告書（運用状況に係る情報）

投資信託及び投資法人に関する法律の規定により、運用報告書の作成、交付は行いません。なお、委託会社のホームページにおいてファンドの運用状況を開示します。

チ　総経費率の開示

委託会社のホームページに、ファンドの計算期間における総経費率を掲載します。

リ　金融商品取引所への上場

（イ）委託会社および受託会社は、当ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

（ロ）委託会社および受託会社は、当ファンドの受益権が上場された場合には、上記（イ）の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録※されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

※受託会社は、ファンドにかかる受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあっては、氏名または名称および住所とします。以下同じ。）その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して 40 日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。

なお、受益者はファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

受託会社は、支払開始日から５年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

受益者が、支払開始日から５年間、収益分配金の支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

償還は、信託終了日現在において受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。

なお、この場合における税法上の受益権１口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。

償還金の支払いは、原則として受託会社が、信託終了日から起算して 40 日以内の委託会社の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

信託終了による償還金について、支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　解約請求権および買取請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約または買取りを請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　書面決議における議決権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

書面決議の結果、当ファンドの解約または重大な信託約款の変更が行われる場合は、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

＜追加＞「ファンドの経理状況」の冒頭に以下の文言が追加されます。

2026 年 10 月 20 日付で、「ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式」のファンド名称が「SMBC Prime 日本高配当株式 ETF」に変更されます。以下の情報は、当該名称変更前のデータを記載しています。

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 5 期（2025 年 11 月 21 日から 2026 年 5 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年8月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式の2025年11月21日から2026年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第4期<br>(2025年11月20日現在) | 第5期<br>(2026年 5月20日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 113,765 | － |
| コール・ローン | 21,818,972 | 57,800,341 |
| 株式 | 2,283,491,640 | 2,769,162,660 |
| 未収入金 | 23,109,442 | － |
| 未収配当金 | 33,696,161 | 40,356,566 |
| 流動資産合計 | 2,362,229,980 | 2,867,319,567 |
| 資産合計 | 2,362,229,980 | 2,867,319,567 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | － | 33,545,389 |
| 未払収益分配金 | 34,196,000 | 39,776,000 |
| 未払受託者報酬 | 372,996 | 426,708 |
| 未払委託者報酬 | 6,217,172 | 7,112,608 |
| その他未払費用 | 134,103 | 150,002 |
| 流動負債合計 | 40,920,271 | 81,010,707 |
| 負債合計 | 40,920,271 | 81,010,707 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,660,000,000 | 1,760,000,000 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 661,309,709 | 1,026,308,860 |
| （分配準備積立金） | 26,395 | 755,163 |
| 元本等合計 | 2,321,309,709 | 2,786,308,860 |
| 純資産合計 | 2,321,309,709 | 2,786,308,860 |
| 負債純資産合計 | 2,362,229,980 | 2,867,319,567 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第４期<br>自　2025年５月21日<br>至　2025年11月20日 | 第５期<br>自　2025年11月21日<br>至　2026年５月20日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 40,328,511 | 48,090,886 |
| 受取利息 | 60,710 | 103,242 |
| 有価証券売買等損益 | 396,087,067 | 306,414,383 |
| その他収益 | 1,142 | 76 |
| 営業収益合計 | 436,477,430 | 354,608,587 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 372,996 | 426,708 |
| 委託者報酬 | 6,217,172 | 7,112,608 |
| その他費用 | 134,178 | 150,120 |
| 営業費用合計 | 6,724,346 | 7,689,436 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 429,753,084 | 346,919,151 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 429,753,084 | 346,919,151 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 429,753,084 | 346,919,151 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | － | － |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 296,144,625 | 661,309,709 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | 57,856,000 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | 57,856,000 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 30,392,000 | － |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 30,392,000 | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 分配金 | 34,196,000 | 39,776,000 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 661,309,709 | 1,026,308,860 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

| 項　目 | 第５期<br>自 2025年11月21日<br>至 2026年５月20日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br><br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 項　目 | 第４期<br>(2025年11月20日現在) | 第５期<br>(2026年５月20日現在) |
|---|---|---|
| １．　当計算期間の末日における受益権の総数 | 3,320,000口 | 3,520,000口 |
| ２．　１単位当たり純資産の額 | １口当たり純資産額　699.19円<br>(100口当たりの純資産額69,919円) | １口当たり純資産額　791.57円<br>(100口当たりの純資産額79,157円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項　目 | 第４期<br>自 2025年５月21日<br>至 2025年11月20日 | 第５期<br>自 2025年11月21日<br>至 2026年５月20日 |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（33,666,017円）および分配準備積立金（556,378円）より、分配対象収益は34,222,395円（100口当たり1,030.79円）であり、うち34,196,000円（100口当たり1,030円）を分配金額としております。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,504,768円）および分配準備積立金（26,395円）より、分配対象収益は40,531,163円（100口当たり1,151.45円）であり、うち39,776,000円（100口当たり1,130円）を分配金額としております。 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

| 項　目 | 第5期<br>自 2025年11月21日<br>至 2026年5月20日 |
|---|---|
| 1．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| 2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。<br>2) デリバティブ取引<br>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>有価証券およびデリバティブ取引等<br>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |
| 3．　金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、資産運用業協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。<br>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に |

| | |
|---|---|
| | 実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | 第5期<br>(2026年5月20日現在) |
|---|---|
| 1．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（株式）<br>「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第4期（自 2025年5月21日　至 2025年11月20日）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 株式 | 320,601,269円 |
| 合計 | 320,601,269円 |

第5期（自 2025年11月21日　至 2026年5月20日）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 株式 | 251,243,164円 |
| 合計 | 251,243,164円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第5期<br>自 2025年11月21日<br>至 2026年5月20日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| 項　目 | 第4期<br>（2025年11月20日現在） | 第5期<br>（2026年5月20日現在） |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 1,740,000,000円 | 1,660,000,000円 |
| 期中追加設定元本額 | -円 | 100,000,000円 |
| 期中一部解約元本額 | 80,000,000円 | -円 |

（4）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

| 銘　柄 | 株　数 | 評価額 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 単価 | 金額 | |
| 安藤・間 | 16,800 | 1,786.500 | 30,013,200 | |
| コムシスホールディングス | 5,200 | 5,370.000 | 27,924,000 | |
| オリエンタル白石 | 53,300 | 324.000 | 17,269,200 | |
| 長谷工コーポレーション | 10,200 | 2,714.500 | 27,687,900 | |
| 東鉄工業 | 4,800 | 4,395.000 | 21,096,000 | |
| 東亜道路工業 | 4,000 | 1,518.000 | 6,072,000 | |
| ライト工業 | 3,700 | 4,000.000 | 14,800,000 | |
| 積水ハウス | 7,500 | 3,338.000 | 25,035,000 | |
| エクシオグループ | 9,600 | 2,785.000 | 26,736,000 | |
| 三機工業 | 14,700 | 2,267.000 | 33,324,900 | |
| 中外炉工業 | 4,400 | 4,205.000 | 18,502,000 | |
| キリンホールディングス | 9,800 | 2,735.500 | 26,807,900 | |
| 日本たばこ産業 | 6,600 | 6,346.000 | 41,883,600 | |
| 日本曹達 | 5,500 | 3,520.000 | 19,360,000 | |
| アイカ工業 | 3,100 | 3,442.000 | 10,670,200 | |
| ノエビアホールディングス | 2,500 | 4,325.000 | 10,812,500 | |
| バルカー | 6,000 | 7,240.000 | 43,440,000 | |
| 武田薬品工業 | 7,800 | 5,255.000 | 40,989,000 | |
| アステラス製薬 | 14,000 | 2,295.000 | 32,130,000 | |
| ＥＮＥＯＳホールディングス | 18,300 | 1,313.500 | 24,037,050 | |
| コスモエネルギーホールディングス | 5,800 | 3,739.000 | 21,686,200 | |
| ブリヂストン | 8,200 | 3,319.000 | 27,215,800 | |
| フコク | 10,800 | 1,743.000 | 18,824,400 | |
| ＡＧＣ | 4,500 | 6,049.000 | 27,220,500 | |
| 日本特殊陶業 | 4,200 | 9,346.000 | 39,253,200 | |
| ニチハ | 8,800 | 2,914.000 | 25,643,200 | |
| 大和工業 | 2,400 | 11,420.000 | 27,408,000 | |
| 三井金属 | 700 | 44,360.000 | 31,052,000 | |
| 住友電気工業 | 3,400 | 10,525.000 | 35,785,000 | |
| トーカロ | 12,900 | 3,115.000 | 40,183,500 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 東洋製罐グループホールディングス | 6,600 | 4,018.000 | 26,518,800 | |
| 横河ブリッジホールディングス | 7,200 | 2,812.000 | 20,246,400 | |
| アルインコ | 15,900 | 1,008.000 | 16,027,200 | |
| アマノ | 6,800 | 3,639.000 | 24,745,200 | |
| ジェイテクト | 24,300 | 1,885.500 | 45,817,650 | |
| マブチモーター | 20,600 | 1,541.500 | 31,754,900 | |
| 日本信号 | 16,800 | 1,570.000 | 26,376,000 | |
| ＴＯＡ | 15,900 | 1,525.000 | 24,247,500 | |
| エスペック | 4,200 | 3,295.000 | 13,839,000 | |
| ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ | 1,700 | 6,230.000 | 10,591,000 | |
| 日本セラミック | 9,500 | 3,935.000 | 37,382,500 | |
| カシオ計算機 | 17,200 | 1,539.500 | 26,479,400 | |
| キヤノン | 4,400 | 4,171.000 | 18,352,400 | |
| いすゞ自動車 | 17,300 | 2,204.500 | 38,137,850 | |
| トヨタ自動車 | 11,600 | 2,942.000 | 34,127,200 | |
| フタバ産業 | 11,500 | 1,009.000 | 11,603,500 | |
| 本田技研工業 | 7,000 | 1,343.000 | 9,401,000 | |
| リンテック | 4,400 | 5,150.000 | 22,660,000 | |
| オカムラ | 7,100 | 2,298.000 | 16,315,800 | |
| 九州電力 | 18,300 | 1,694.500 | 31,009,350 | |
| ＳＧホールディングス | 20,000 | 1,481.000 | 29,620,000 | |
| 住友倉庫 | 3,300 | 3,990.000 | 13,167,000 | |
| システナ | 45,100 | 420.000 | 18,942,000 | |
| アイティフォー | 16,000 | 1,621.000 | 25,936,000 | |
| ＮＴＴ | 256,900 | 156.500 | 40,204,850 | |
| ＫＤＤＩ | 16,000 | 2,780.000 | 44,480,000 | |
| ＤＴＳ | 13,200 | 1,025.000 | 13,530,000 | |
| シーイーシー | 6,600 | 1,941.000 | 12,810,600 | |
| ＪＢＣＣホールディングス | 22,800 | 1,225.000 | 27,930,000 | |
| あらた | 8,500 | 2,619.000 | 22,261,500 | |
| 双日 | 5,500 | 5,533.000 | 30,431,500 | |
| ＴＯＫＡＩホールディングス | 30,300 | 1,149.000 | 34,814,700 | |
| ＭＩＲＡＩＮＩ　ホールディングス | 6,400 | 1,875.000 | 12,000,000 | |
| ドウシシャ | 8,300 | 3,030.000 | 25,149,000 | |
| 日本ライフライン | 10,100 | 1,274.000 | 12,867,400 | |
| 兼松 | 19,400 | 2,176.000 | 42,214,400 | |
| 三井物産 | 5,300 | 5,804.000 | 30,761,200 | |
| 西華産業 | 14,600 | 2,980.000 | 43,508,000 | |
| 稲畑産業 | 3,600 | 3,900.000 | 14,040,000 | |
| 伊藤忠エネクス | 11,100 | 1,975.000 | 21,922,500 | |
| 東陽テクニカ | 17,600 | 1,824.000 | 32,102,400 | |
| 因幡電機産業 | 11,100 | 2,720.500 | 30,197,550 | |
| ＤＣＭホールディングス | 11,800 | 1,532.000 | 18,077,600 | |
| ＶＴホールディングス | 14,500 | 454.000 | 6,583,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日本瓦斯 | 9,600 | 2,750.000 | 26,400,000 | |
| 青山商事 | 43,500 | 705.000 | 30,667,500 | |
| 丸井グループ | 9,300 | 2,843.500 | 26,444,550 | |
| ヤマダホールディングス | 36,100 | 599.400 | 21,638,340 | |
| 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 30,700 | 3,030.000 | 93,021,000 | |
| 三井住友トラストグループ | 9,500 | 5,643.000 | 53,608,500 | |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 19,700 | 5,882.000 | 115,875,400 | |
| セブン銀行 | 41,200 | 271.800 | 11,198,160 | |
| みずほフィナンシャルグループ | 5,100 | 6,982.000 | 35,608,200 | |
| ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス | 7,000 | 4,420.000 | 30,940,000 | |
| 第一ライフグループ | 9,500 | 1,656.000 | 15,732,000 | |
| 東京海上ホールディングス | 3,500 | 7,817.000 | 27,359,500 | |
| Ｔ＆Ｄホールディングス | 6,600 | 4,140.000 | 27,324,000 | |
| 全国保証 | 10,600 | 3,074.000 | 32,584,400 | |
| イントラスト | 12,400 | 1,085.000 | 13,454,000 | |
| オリックス | 7,400 | 6,052.000 | 44,784,800 | |
| ヒューリック | 10,700 | 1,724.000 | 18,446,800 | |
| 野村不動産ホールディングス | 48,100 | 950.600 | 45,723,860 | |
| サンフロンティア不動産 | 5,200 | 2,343.000 | 12,183,600 | |
| オープンアップグループ | 19,800 | 1,865.000 | 36,927,000 | |
| パソナグループ | 3,500 | 1,706.000 | 5,971,000 | |
| パーソルホールディングス | 57,500 | 241.000 | 13,857,500 | |
| アルプス技研 | 2,500 | 2,416.000 | 6,040,000 | |
| ユー・エス・エス | 13,300 | 1,795.500 | 23,880,150 | |
| テー・オー・ダブリュー | 29,800 | 360.000 | 10,728,000 | |
| ベルシステム２４ホールディングス | 26,600 | 1,471.000 | 39,128,600 | |
| 乃村工藝社 | 24,100 | 1,117.000 | 26,919,700 | |
| メイテックグループホールディングス | 5,300 | 3,010.000 | 15,953,000 | |
| 船井総研ホールディングス | 23,100 | 1,070.000 | 24,717,000 | |
| 合　計 | 1,607,000 | | 2,769,162,660 | |

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式

2026年6月30日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 3,067,357,677円 |

| | |
|---|---|
| Ⅱ　負債総額 | 24,740,082 円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 3,042,617,595 円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 3,760,000 口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）<br>（100 口当たり純資産額） | 809.21 円<br>（80,921 円） |

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者に対する特典

ありません。

ハ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ニ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ホ　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

| | 2026年8月31日現在 |
|---|---|
| 資本金の額 | 20億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 33,870,060株 |

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

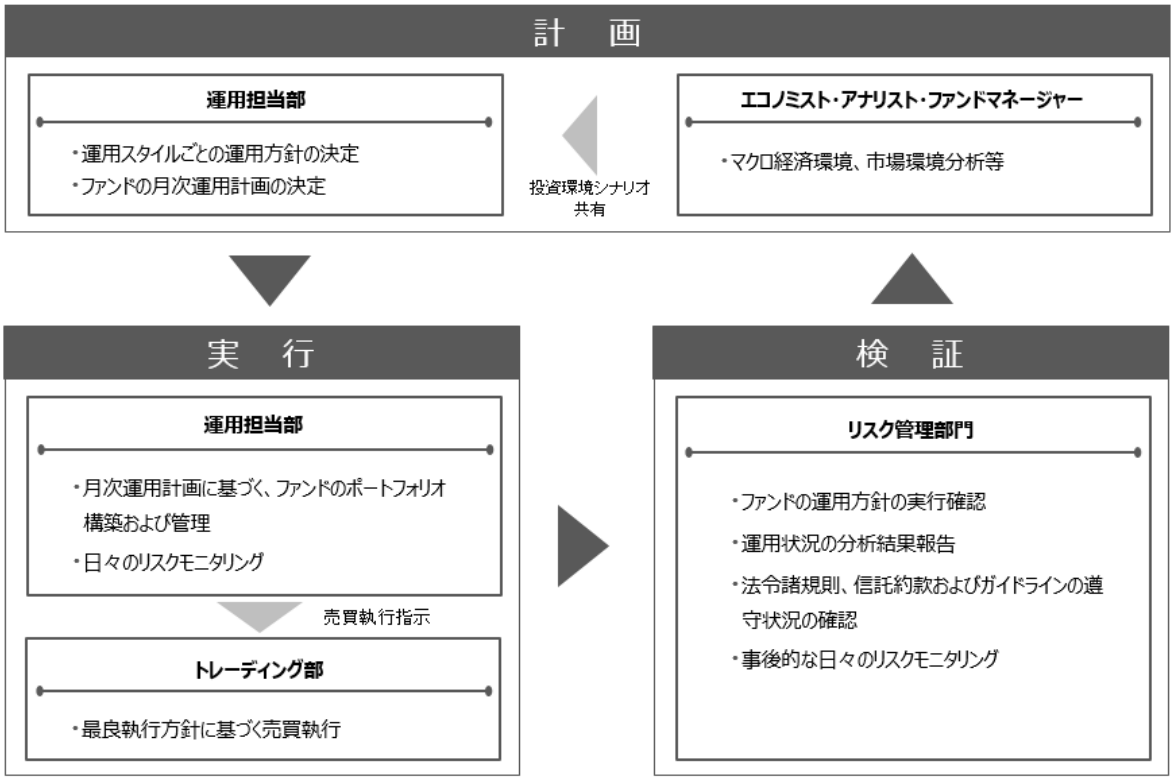


2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026 年 8 月 31 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

| | 本　数（本） | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 647 | 18,411,063 |
| 単位型株式投資信託 | 63 | 585,115 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 23,410 |
| 単位型公社債投資信託 | 92 | 117,566 |
| 合　計 | 803 | 19,137,155 |

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2　当社は、当事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 深 井 康 治 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 竹 内 知 明 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>（2025年3月31日） | 当事業年度<br>（2026年3月31日） |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 52,028,017 | 54,980,908 |
| 金銭の信託 | | 31,752,052 | 36,381,304 |
| 顧客分別金信託 | | 500,353 | 501,412 |
| 前払費用 | | 644,114 | 857,142 |
| 未収入金 | | 250,860 | 308,261 |
| 未収委託者報酬 | | 15,384,824 | 21,216,928 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,912,858 | 6,826,524 |
| 未収投資助言報酬 | | 292,775 | 196,680 |
| 未収収益 | | 79,998 | 76,935 |
| 未収還付法人税等 | | 125,792 | － |
| その他の流動資産 | | 134,288 | 45,403 |
| 流動資産合計 | | 106,105,936 | 121,391,502 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | ※1 | | |
| 建物 | | 1,157,214 | 1,062,810 |
| 器具備品 | | 471,243 | 536,471 |
| 土地 | | 710 | 710 |
| リース資産 | | － | 6,958 |
| 有形固定資産合計 | | 1,629,168 | 1,606,949 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 2,074,805 | 1,889,246 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 511,487 | 377,243 |
| のれん | | 2,436,327 | 2,131,786 |
| 顧客関連資産 | | 7,218,790 | 6,663,498 |
| 電話加入権 | | 12,706 | 12,706 |
| 商標権 | | 24 | 18 |
| 無形固定資産合計 | | 12,254,141 | 11,074,499 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 9,257,612 | 8,303,862 |
| 関係会社株式 | | 1,740,365 | 5,890,960 |
| 長期差入保証金 | | 1,360,241 | 1,211,804 |
| 長期前払費用 | | 75,691 | 76,123 |
| 会員権 | | 90,479 | 90,479 |
| 繰延税金資産 | | 942,908 | 1,781,455 |
| 貸倒引当金 | | △ 20,750 | △ 20,750 |
| 投資その他の資産合計 | | 13,446,548 | 17,333,936 |
| 固定資産合計 | | 27,329,857 | 30,015,385 |
| 資産合計 | | 133,435,793 | 151,406,888 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2025年3月31日） | 当事業年度<br>（2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | － | 1,874 |
| 顧客からの預り金 | 51,505 | 18,479 |
| その他の預り金 | 172,482 | 142,066 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 1,974 | 2,147 |
| 未払償還金 | 1,253 | 4,839 |
| 未払手数料 | 6,763,424 | 9,472,310 |
| その他未払金 | 161,092 | 116,212 |
| 未払費用 | 7,518,259 | 9,408,121 |
| 未払消費税等 | 1,255,374 | 1,383,547 |
| 未払法人税等 | 503,871 | 5,081,645 |
| 賞与引当金 | 3,393,355 | 4,192,893 |
| その他の流動負債 | 34,270 | 49,577 |
| 流動負債合計 | 19,856,864 | 29,873,715 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | － | 5,779 |
| 退職給付引当金 | 4,542,870 | 4,318,398 |
| 固定負債合計 | 4,542,870 | 4,324,178 |
| 負債合計 | 24,399,734 | 34,197,893 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | 73,466,962 | 73,466,962 |
| 資本剰余金合計 | 82,095,946 | 82,095,946 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 24,744,514 | 32,716,691 |
| 利益剰余金合計 | 25,028,759 | 33,000,936 |
| 株主資本計 | 109,124,705 | 117,096,882 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 88,646 | 112,111 |
| 評価・換算差額等合計 | △ 88,646 | 112,111 |
| 純資産合計 | 109,036,059 | 117,208,994 |
| 負債・純資産合計 | 133,435,793 | 151,406,888 |

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自　2024年4月1日<br>至　2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 78,891,124 | 88,700,475 |
| 運用受託報酬 | 13,102,509 | 17,306,102 |
| 投資助言報酬 | 1,360,859 | 862,045 |
| その他営業収益 | | |
| サービス支援手数料 | 400,872 | 413,133 |
| その他 | 10,391 | 9,237 |
| 営業収益計 | 93,765,757 | 107,290,995 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 35,223,731 | 38,957,078 |
| 広告宣伝費 | 335,877 | 409,775 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 5,327,087 | 5,298,990 |
| 委託調査費 | 14,077,571 | 16,236,388 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 51,489 | 53,152 |
| 印刷費 | 421,006 | 404,493 |
| 協会費 | 44,372 | 47,803 |
| 諸会費 | 42,328 | 39,268 |
| 情報機器関連費 | 5,313,187 | 5,809,669 |
| 販売促進費 | 44,315 | 58,603 |
| その他 | 410,566 | 415,812 |
| 営業費用合計 | 61,291,534 | 67,731,037 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 223,068 | 294,622 |
| 給料・手当 | 8,380,787 | 8,781,442 |
| 賞与 | 1,098,999 | 1,442,462 |
| 賞与引当金繰入額 | 3,379,790 | 4,156,281 |
| 交際費 | 54,024 | 59,278 |
| 寄付金 | 24,878 | 23,587 |
| 事務委託費 | 2,225,175 | 2,448,098 |
| 旅費交通費 | 242,135 | 280,926 |
| 租税公課 | 413,678 | 538,048 |
| 不動産賃借料 | 1,225,686 | 1,193,365 |
| 退職給付費用 | 803,656 | 581,615 |
| 固定資産減価償却費 | 3,349,674 | 1,799,495 |
| のれん償却費 | 304,540 | 304,540 |
| 諸経費 | 356,081 | 485,619 |
| 一般管理費合計 | 22,082,177 | 22,389,385 |
| 営業利益 | 10,392,045 | 17,170,572 |

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>（自　2024年4月1日<br>至　2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|---|---|
| 営業外収益 | | | |
| 受取配当金 | | 388,907 | 11,007 |
| 受取利息 | | 46,258 | 217,478 |
| 金銭の信託運用益 | | － | 392,775 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 506 | 327 |
| 原稿・講演料 | | 2,440 | 1,755 |
| 還付加算金 | | － | 780 |
| 投資有価証券償還益 | | 115 | 24,382 |
| 投資有価証券売却益 | | 826 | 516 |
| 投資事業組合運用益 | | 36,683 | 97,602 |
| 為替差益 | | 75,948 | 204,072 |
| 不動産賃貸料 | | 117,054 | － |
| 雑収入 | | 41,618 | 24,076 |
| 営業外収益合計 | | 710,359 | 974,775 |
| 営業外費用 | | | |
| 金銭の信託運用損 | | 88,979 | － |
| 投資有価証券償還損 | | 137,207 | 81,540 |
| 投資有価証券売却損 | | 93 | 4,038 |
| 投資事業組合運用損 | | 56,719 | 40,067 |
| 雑損失 | | 4,818 | 729 |
| 営業外費用合計 | | 287,820 | 126,376 |
| 経常利益 | | 10,814,585 | 18,018,971 |
| 特別利益 | | | |
| 子会社株式売却益 | ※1 | 672,682 | － |
| 特別利益合計 | | 672,682 | － |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | ※2 | 76,933 | 1,799 |
| 固定資産売却損 | | 204 | － |
| 投資有価証券評価損 | | 3,191 | － |
| 特別損失合計 | | 80,328 | 1,799 |
| 税引前当期純利益 | | 11,406,939 | 18,017,172 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,062,795 | 6,301,878 |
| 法人税等調整額 | | △ 162,825 | △ 930,951 |
| 法人税等合計 | | 2,899,969 | 5,370,927 |
| 当期純利益 | | 8,506,969 | 12,646,245 |

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |
| | | | | | | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 27,075,963 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 10,838,419 |
| 当期純利益 | | | | | | 8,506,969 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | △ 2,331,449 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 24,744,514 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 27,360,208 | 111,456,155 | △ 50,045 | △ 50,045 | 111,406,109 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | △ 10,838,419 | △ 10,838,419 | | | △ 10,838,419 |
| 当期純利益 | 8,506,969 | 8,506,969 | | | 8,506,969 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △ 38,600 | △ 38,600 | △ 38,600 |
| 当期変動額合計 | △ 2,331,449 | △ 2,331,449 | △ 38,600 | △ 38,600 | △ 2,370,050 |
| 当期末残高 | 25,028,759 | 109,124,705 | △ 88,646 | △ 88,646 | 109,036,059 |

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |
| | | | | | | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 24,744,514 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 4,674,068 |
| 当期純利益 | | | | | | 12,646,245 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | 7,972,177 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 32,716,691 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 25,028,759 | 109,124,705 | △ 88,646 | △ 88,646 | 109,036,059 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | △ 4,674,068 | △ 4,674,068 | | | △ 4,674,068 |
| 当期純利益 | 12,646,245 | 12,646,245 | | | 12,646,245 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 200,758 | 200,758 | 200,758 |
| 当期変動額合計 | 7,972,177 | 7,972,177 | 200,758 | 200,758 | 8,172,935 |
| 当期末残高 | 33,000,936 | 117,096,882 | 112,111 | 112,111 | 117,208,994 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．重要な資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

⑵ 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 8～30年 |
| 器具備品 | 3～15年 |

⑵ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| のれん | 14年 |
| 顧客関連資産 | 19年 |
| ソフトウェア（自社利用分） | 5年 |

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

⑶ 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
(1)委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬
投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)
1．リースに関する会計基準等
・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会)
・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要
国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日
2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2．金融商品会計に関する実務指針
・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号　2025年3月11日　企業会計基準委員会)

(1)概要
企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日
2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響
「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)
※1　有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 建物 | 470,078千円 | 568,326千円 |
| 器具備品 | 1,594,310千円 | 1,028,321千円 |
| リース資産 | －千円 | 1,562千円 |

2　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 | －千円 |
| 差引額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |

(損益計算書関係)

※1　子会社株式売却益

前事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2　固定資産除却損

| | 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 建物 | 74,175千円 | －千円 |
| 器具備品 | 2,757千円 | 882千円 |
| ソフトウェア | －千円 | 917千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

１．発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 33,870,060株 | － | － | 33,870,060株 |

２．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2024年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 10,838,419 | 320.00 | 2024年<br>3月31日 | 2024年<br>6月27日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 4,674,068 | 138.00 | 2025年<br>3月31日 | 2025年<br>6月25日 |

当事業年度(自 2025年4月1日　至 2026年3月31日)

1．発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 33,870,060株 | － | － | 33,870,060株 |

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 4,674,068 | 138.00 | 2025年<br>3月31日 | 2025年<br>6月25日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 6,943,362 | 205.00 | 2026年<br>3月31日 | 2026年<br>6月26日 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 1年以内 | 1,129,463 | 1,129,267 |
| 1年超 | 4,517,068 | 3,387,801 |
| 合計 | 5,646,531 | 4,517,068 |

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注1) 参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 31,752,052 | 31,752,052 | － |
| (2)投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 7,659,105 | 7,659,105 | － |
| 資産計 | 39,411,157 | 39,411,157 | － |

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 36,381,304 | 36,381,304 | － |
| (2)投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 6,158,174 | 6,158,174 | － |
| 資産計 | 42,539,478 | 42,539,478 | － |

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |
|---|---|---|
| その他有価証券 | | |
| (1)非上場株式 | 40,367 | 40,398 |
| (2)組合出資金等 | 1,558,139 | 2,105,289 |
| 合計 | 1,598,506 | 2,145,687 |
| 子会社株式及び関連会社株式 | | |
| 非上場株式 | 1,740,365 | 5,890,960 |
| 合計 | 1,740,365 | 5,890,960 |

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| (1)金銭の信託 | － | 31,752,052 | － | 31,752,052 |
| (2)投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | － | 7,659,105 | － | 7,659,105 |
| 資産計 | － | 39,411,157 | － | 39,411,157 |

当事業年度（2026年3月31日）　（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| (1)金銭の信託 | － | 36,381,304 | － | 36,381,304 |
| (2)投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | － | 6,158,174 | － | 6,158,174 |
| 資産計 | － | 42,539,478 | － | 42,539,478 |

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 1,740,365 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 5,890,960 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 投資信託等 | 708,609 | 686,216 | 22,393 |
| 小計 | 708,609 | 686,216 | 22,393 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託等 | 6,950,495 | 7,083,155 | △132,659 |
| 小計 | 6,950,495 | 7,083,155 | △132,659 |
| 合計 | 7,659,105 | 7,769,371 | △110,265 |

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額　1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。前事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 投資信託等 | 5,240,883 | 5,125,724 | 115,159 |
| 小計 | 5,240,883 | 5,125,724 | 115,159 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託等 | 917,290 | 1,002,997 | △85,707 |
| 小計 | 917,290 | 1,002,997 | △85,707 |
| 合計 | 6,158,174 | 6,128,721 | 29,452 |

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額　2,145,687千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|
| 10,732 | 826 | 93 |

（単位：千円）

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|---|---|---|
| 1,791,952 | 115 | 137,207 |

当事業年度(自 2025年4月1日　至 2026年3月31日)

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|
| 1,007,832 | 516 | 4,038 |

（単位：千円）

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|---|---|---|
| 3,238,685 | 24,382 | 81,540 |

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 4,941,989 | 4,542,870 |
| 勤務費用 | 430,325 | 409,054 |
| 利息費用 | 21,674 | 52,697 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △153,045 | △219,105 |
| 退職給付の支払額 | △698,074 | △467,117 |
| 過去勤務費用の発生額 | － | － |
| 退職給付債務の期末残高 | 4,542,870 | 4,318,398 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 4,542,870 | 4,318,398 |
| 未認識数理計算上の差異 | ― | ― |
| 未認識過去勤務費用 | ― | ― |
| 退職給付引当金 | 4,542,870 | 4,318,398 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 430,325 | 409,054 |
| 利息費用 | 21,674 | 52,697 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △153,045 | △219,105 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | ― | ― |
| その他 | 224,756 | 49,206 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 523,711 | 291,853 |

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

| | 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 割引率 | 1.160% | 1.960% |

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度279,945千円、当事業年度289,762千円であります。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 1,431,912 | 1,361,159 |
| 賞与引当金 | 1,039,045 | 1,321,600 |
| 調査費 | 439,517 | 447,941 |
| 未払金 | 128,135 | 287,665 |
| 未払事業税 | 13,007 | 266,759 |
| ソフトウェア償却 | 110,261 | 161,172 |
| 子会社株式評価損 | 50,907 | 50,907 |
| その他有価証券評価差額金 | 47,871 | 27,015 |
| その他 | 22,468 | 96,909 |
| 繰延税金資産小計 | 3,283,127 | 4,021,131 |
| 評価性引当額 | △62,724 | △60,723 |
| 繰延税金資産合計 | 3,220,403 | 3,960,408 |
| 繰延税金負債 | | |
| 無形固定資産 | 2,270,365 | 2,100,334 |
| その他有価証券評価差額金 | 7,129 | 78,617 |
| 繰延税金負債合計 | 2,277,494 | 2,178,952 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 942,908 | 1,781,455 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 30.6% | － |
| (調整) | | |
| 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 | △3.8 | － |
| 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | △0.9 | － |
| 評価性引当額の増減 | △0.9 | － |
| 外国税額控除 | △0.3 | － |
| のれん償却費 | 0.8 | － |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2 | － |
| その他 | △0.2 | － |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 25.4 | － |

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

⑴製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 78,891,124 | 13,102,509 | 1,360,859 | 411,264 | 93,765,757 |

⑵地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

⑶主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至2026年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 88,700,475 | 17,306,102 | 862,045 | 422,371 | 107,290,995 |

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | ㈱三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | ％<br>－ | 投信の販売委託 | 委託販売手数料 | 8,327,979 | 未払手数料 | 2,117,600 |
| 親会社の子会社 | SMBC 日興証券㈱ | 東京都千代田区 | 135,000,000 | 証券業 | ％<br>－ | 投信の販売委託 | 委託販売手数料 | 7,176,048 | 未払手数料 | 1,490,173 |
| 親会社の子会社 | SMBC Americas Holdings, Inc. | アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市 | 米ドル 3,010.50 | 銀行業(銀行持株会社) | ％<br>－ | － | 子会社株式の売却(売却価格) | 773,585 | － | － |
| | | | | | | | 子会社株式売却益 | 672,682 | | |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | ㈱三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,771,093,147 | 銀行業 | ％<br>－ | 投信の販売委託 | 委託販売手数料 | 9,249,401 | 未払手数料 | 2,456,883 |
| 親会社の子会社 | SMBC 日興証券㈱ | 東京都千代田区 | 135,000,000 | 証券業 | ％<br>－ | 投信の販売委託 | 委託販売手数料 | 8,149,746 | 未払手数料 | 2,183,491 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 3,219.24円 | 3,460.54円 |
| 1株当たり当期純利益 | 251.16円 | 373.37円 |

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | 前事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) |
|---|---|---|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益（千円） | 8,506,969 | 12,646,245 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | － | － |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 8,506,969 | 12,646,245 |
| 期中平均株式数（株） | 33,870,060 | 33,870,060 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

# 追加型証券投資信託
# SMBC Prime 日本高配当株式ETF
# 約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

## 〔運用の基本方針〕

信託約款第22条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

(1)投資対象

日本の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

① 主として東京証券取引所に上場する株式に投資を行い、企業の経営姿勢が現れる“配当”に着目して投資することで、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 株式への投資にあたっては、「企業の配当政策」と「予想配当利回り」に主眼をおいて、総合的に評価し、予想配当利回りが市場平均※を上回る銘柄の中から組入れ銘柄を選定します。
※市場平均とは、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の予想配当利回りをいいます。

③ なお配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合には、適宜、銘柄の入替えを実施します。

④ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑤ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3)投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第25条の範囲内で行います。

⑥ スワップ取引は、信託約款第26条の範囲内で行います。

⑦ 金利先渡取引は、信託約款第27条の範囲内で行います。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 毎計算期末に、経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

② 売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託
# SMBC Prime 日本高配当株式ETF
# 〔信託約款〕

**（信託の種類、委託者および受託者）**

第1条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**（信託事務の委託）**

第2条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第21条第1項および第2項、第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**（信託の目的および金額）**

第3条　委託者は、金500億円を上限に、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**（信託金の限度額）**

第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第5条　この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第52条第1項、同条第2項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項の規定により信託を終了させることがあります。

**（受益権の取得申込みの勧誘の種類）**

第6条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**（当初の受益者）**

第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受け付けた指定販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

**（受益権の分割および再分割）**

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については1億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）**

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.05％の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**（信託日時の異なる受益権の内容）**

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**（受益権の帰属と受益証券の不発行）**

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

**（受益権の設定にかかる受託者の通知）**

第12条　受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

**（受益権の申込単位および価額）**

第13条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が別に定める一定口数をもって取得申込みに応じることができます。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた指定販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と当該指定販売会社（当該指定販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第

27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した価額（以下本条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき500円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 指定販売会社は、取得申込時において、当該指定販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。

⑤ 委託者は、次の各号に定める期日または期間には、第1項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。

1. 第40条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
2. 前号のほか、委託者が、第22条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、第22条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、またはその他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

**（金融商品取引所への上場）**

第14条 委託者および受託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

② 委託者および受託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

**（受益権の譲渡にかかる記載または記録）**

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**（受益権の譲渡の対抗要件）**

第16条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

**（受益者名簿の作成と名義登録）**

第17条　受託者は、この信託にかかる受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあっては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

②　受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

③　受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第2項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

**（投資の対象とする資産の種類）**

第18条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）
   ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
   ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
   イ. 為替手形

**（運用の指図範囲等）**

第19条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第20条　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第21条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条、第19条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第24条から第30条まで、第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条、第19条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第24条から第30条まで、第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第22条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第23条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の指図）

第25条　委託者は、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第

3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

**（スワップ取引の指図）**

第26条 委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

**（金利先渡取引の指図）**

第27条 委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

**（有価証券の貸付けの指図）**

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

**（有価証券の空売りの指図）**

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第30条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

**（有価証券の借入れの指図）**

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

**（外貨建資産への投資制限）**

第31条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

**（信託業務の委託等）**

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

**（混蔵寄託）**

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

**（信託財産の登記等および記載等の留保等）**

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**（有価証券の売却等の指図）**

第35条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**（再投資の指図）**

第36条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**（資金の借入れ）**

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

**（損益の帰属）**

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**（受託者による資金の立替え）**

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

**（信託の計算期間）**

第40条 この信託の計算期間は、毎年5月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年5月20日までとします。ただし、第1計算期間は2023年11月28日から2024年5月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

**（信託財産に関する報告等）**

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

**（信託事務の諸費用および監査報酬）**

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項に定める諸経費のほか、受益権の上場にかかる費用（当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。

**（信託報酬等の額）**

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の53以内の率を乗じて得た額
2. 第28条に規定する有価証券の貸付けの指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

**（収益の分配）**

第44条 信託財産から生じる配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において第42条第1項の諸経費および同条第3項の費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、第42条の諸経費等、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

**（収益分配金、償還金および一部解約金の交付と支払いに関する受託者の免責）**

第45条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に収益分配金の未払残高があるとき、および信託終了による償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第6項に規定する支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

② 受託者は、一部解約金（第49条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第7項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

③ 受託者は、前各項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）**

第46条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。

② 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

③ 償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。

⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

⑥ 第3項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者が、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

⑦ 一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第49条第2項に掲げる指定販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第49条第3項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

**（収益分配金および償還金の時効）**

第47条 受益者が、収益分配金については前条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第6項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**（追加信託金および一部解約金の計理処理）**

第48条 追加信託金および信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

**（信託契約の一部解約）**

第49条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が別に定める一定口数の受益権をもって委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図し、この信託契約の一部を解約します。なお、指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該指定販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.05％の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 指定販売会社は、受益者が一部解約の実行を請求するとき、当該受益者から、当該指定販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができます。

⑥ 委託者は、次の各号に定める期日または期間には、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については、当該一部解約の実行の請求の受付けを行うことができます。

1. 第40条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
2. 前号のほか、委託者が、第22条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、第22条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、またはその他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

**（受益権の買取り）**

第50条　指定販売会社は、第14条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の2営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

② 受益権の買取価額は、買取請求受付日の基準価額とします。

③ 指定販売会社は、前2項の規定により受益権の買取りを行うときは、当該指定販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

④ 指定販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤　前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第1項から第3項の規定を準用します。

**（質権口記載または記録の受益権の取扱い）**

第51条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

**（信託契約の解約）**

第52条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、信託期間中において第14条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、委託者は、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が第1項の規定に基づいて信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいて信託契約を解約する場合、および信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

**（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第53条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定に従います。

**（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第54条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）**

第55条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）**

第56条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**（信託約款の変更等）**

第57条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

**（反対者の買取請求権）**

第58条　第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第52条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

**（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）**

第59条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

**（公告）**

第60条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

**（信託約款に関する疑義の取扱い）**

第61条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。
2023年11月28日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

受託者　　東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

1. 信託約款第7条に規定する「別に定める金融商品取引清算機関」は下記のものとします。
   ・株式会社日本証券クリアリング機構